

各所属所長 様

公立学校共済組合兵庫支部事務長

「ひょうご夢 Life」7月号の訂正について（お詫び）

「ひょうご夢 Life」7月号の下記ページにつきまして、内容の一部に誤解を招く表現がありましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

「ひょうご夢 Life」7月号2ページ「被扶養者の認定要件は満たしていますか？」

◆被扶養者チェックポイント 表の2枠目

【修正前】

被扶養者の状況等	確認ポイント
・60歳以上の方 ・公的年金を受給している方 (公的障害年金受給権者含む)	パート収入や年金額の改定、資産収入増等で、所得限度額 (年額180万円かつ月額15万円)以上の収入がありませんか？ 「公的年金」とは、国民年金、厚生年金、各種共済年金、遺族年金、 障害年金、企業年金等が含まれます。

【修正後】

被扶養者の状況等	確認ポイント
・60歳以上の方 ・公的障害年金を受給している方 (公的障害年金受給権者(1)を 含む)	所得限度額(年額180万円かつ月額15万円)以上の収入があ りませんか？ 所得は、パート収入、年金額(2)、資産収入(不動産・株等)を合 算し、限度額と比較します。
・遺族年金を受給している方	所得限度額は年額130万円かつ月額10万8,334円です。 60歳以上の方は年額180万円かつ月額15万円が限度額となりま す。

(1) 併給調整等による支給停止により、現に障害年金を受給していない方も含みます。

(2) 年金には、公的年金(国民年金、厚生年金、各種共済年金、遺族年金、障害年金)と個人(私的)年金
があり、いずれも収入に含まれます。

<問い合わせ>

公立学校共済組合兵庫支部 資格担当 078-362-3766